

公益財団法人岩手県南技術研究センター組織及び運営に関する規則

平成 25 年 6 月 3 日制定 規則第 2 号
改正

平成 31 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 事務組織（第 2 条－第 9 条）
- 第 3 章 会計（第 10 条－第 16 条）
- 第 4 章 補則（第 17 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「公益財団」という。）の組織及び運営に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 事務組織

（参事）

第 2 条 公益財団に参事を置くことができる。

- 2 参事は、理事長の命を受け、地域内発型産業の振興に係る事務を掌理するとともに、所長を補佐する。

（事務局長）

第 3 条 事務局長は、理事長の命を受け、公益財団の事務を掌理し所属部下の職員を指揮監督する。

（事務局次長）

第 4 条 事務局に必要な応じ、事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、所管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

(体制)

第5条 事務局の事務を分掌させるため、次の部を置く。

(1) 総務部

- ア 公益財団の管理に関すること。
- イ 理事会、評議員会に関すること。
- ウ 規則、規程及び要綱の制定、改廃等法務に関すること。
- エ 予算、決算その他、財務に関すること。
- オ 契約事務に関すること。
- カ 施設の管理に関すること。
- キ 職員に関すること。
- ク その他、他の部の分掌に属さないこと。

(2) 地域連携推進部

- ア 公益財団事業の企画に関すること。
- イ 産業技術、情報処理技術等に関する人材育成に関すること。
- ウ 異業種交流の支援に関すること。
- エ 産・学・官の交流に関すること。
- オ 工業所有権及び特許に関すること。

(3) 研究開発部

- ア 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等の研究開発に関すること。
- イ 新素材応用、環境機能応用、科学技術情報等に関する共同受託研究に関すること。
- ウ 技術情報の収集及び提供に関すること。
- エ 技術相談及び技術指導に関すること。
- オ 試験分析及び依頼分析に関すること。
- カ 研究開発機器の保守管理に関すること。

(部長)

第6条 部に部長を置く

- 2 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(その他の職員)

第7条 事務局に必要な応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の任用)

第8条 職員の任用は、選考による。

- 2 前項に規定する選考は、職務遂行の能力を有するかどうかを選考の基準に基づいて判断するものとし、必要に応じ、筆記考査、実施考査、その他の方法を用いるものとする。

(臨時的任用)

第9条 理事長は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、臨時的任用を行うことができる。

第3章 会計

(会計の種類)

第10条 公益財団の会計は公益目的事業会計と収益事業会計及び法人会計とする。

- 2 公益目的事業会計を次のとおり設置する。

- (1) 公益目的事業1
- (2) 公益目的事業2

- 3 収益事業会計を次のとおり設置する。

- (1) 収益事業1
- (2) 収益事業2

(予算の弾力運用)

第11条 業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。

この場合理事長は、直近の理事会においてその旨報告しなければならない。

(歳出予算の流用)

第12条 歳出予算の各科目の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合、これを流用することができる。

(予備費)

第13条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を計上することができる。

(諸帳簿の管理)

第14条 総務部に次の各号に掲げる帳簿を備え、会計別に記帳整理する。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 現金出納帳
- (4) 預金出納帳
- (5) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (6) 固定資産台帳
- (7) 基本財産明細帳

(決算)

第15条 決算は、予算と同一の区分により作成する。

(費用の弁償)

第16条 費用の弁償は、理事長が必要と認めたとき、その実費を支給するものとする。

第4章 補則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年6月3日から施行する。

附則（平成31年4月1日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和5年4月1日一部改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。